

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

会 員 規 程

(昭和54年規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款第32条第3項の規定に基づき、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、本会の行う社会福祉事業に賛同し、会費を納入するものをもって会員とする。

2 会員の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 世帯会員 一般世帯
- (2) 世帯特別会員 大口の会費を納める一般世帯
- (3) 法人・団体会員 民間企業、福祉関係団体等（以下「法人・団体等」という。）
- (4) 特別会員 特に財源的に支援する一般世帯及び法人・団体等

(会費)

第3条 前条に規定する会員は、本会の事業推進のため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 世帯会員 年額 300円
- (2) 世帯特別会員 年額 1,000円
- (3) 法人・団体会員 年額 3,000円
- (4) 特別会員 年額 10,000円以上

2 前項に定める会費は、毎年本会の発行する入会申込書に基づき納入するものとする。

3 収納した会費は、その事由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員章)

第4条 会員には、会員章を交付するものとする。

(会員に対する報告等)

第5条 会員に対し次の事項を実施するように努めるものとする。

- (1) 本会の予算、決算及び事業の報告

- (2) 本会の発行する機関紙及びチラシ等の配付
 - (3) 本会の実施する各種調査の結果報告
 - (4) その他本会が実施する事業等の周知
- (退会)

第6条 会員は、退会の申出があったときは、退会したものとする。
(必要な帳票)

第7条 この規程で必要な帳票は、次のとおりとする。

- (1) 入会申込書
- (2) 会員名簿
- (3) 会費収納簿

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第4号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。